

財務諸表の承認に係る意見について

1 概要

地方独立行政法人法第34条に基づき、県立病院機構から県に対して、令和4年6月30日に、令和3年度財務諸表が提出された。

県が行う財務諸表の承認に先立ち、評価委員会の意見を聴く。

2 財務諸表及び概要

別冊2-1及び2-2のとおり

3 監事及び会計監査人の意見

「適正である」

4 今後の対応

知事が財務諸表の承認を行い次第、財務諸表を県公報で公告する。

併せて県のホームページにおいて、県民に公表する。

(参 考)

○地方独立行政法人法

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。